

市民の人権・自由を広く侵害する共謀罪創設に反対する集会

登壇者発言集

日時：2017年（平成29年）5月18日（木）

午後6時30分～午後8時30分

場所：イイノホール

主催：日本弁護士連合会

共催：東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会 関東

弁護士会連合会

2017年6月

日本弁護士連合会共謀罪法案対策本部

※ 本資料は、集会における登壇者の発言概要をまとめたものであり、当連合会の公式な見解ではありません。

<目次>

1	基調講演		
	木村 草太 氏	首都大学東京教授	1
2	リレートーク		
	山田 健太 氏	専修大学教授	2
	近藤 ゆり子 氏	大垣警察市民監視違憲訴訟原告	3
	浅田 和茂 氏	立命館大学教授	4
	泉山 禎治 氏	弁護士・元裁判官	5
	徳住 亜希 氏	株式会社主婦と生活社「週刊女性」編集部	6
	山田 火砂子 氏	映画監督	7
	竹内 広人 氏	自治労連帯活動局長	8
	山口 二郎 氏	法政大学教授	9
	周防 正行 氏	映画監督	10

テロ等準備罪法案は、対象犯罪があり、対象犯罪を組織的犯罪集団の団体の活動として行われるものの遂行を2人以上で計画した者で、下見等の準備行為をした場合に処罰されるもので、団体の結合関係の基礎としての共同目的が犯罪目的で結成された団体であれば、この組織的犯罪集団に該当します。例えば指定暴力団の定義は構成員の過去の犯罪歴や厳格な手続により指定されるが、組織的犯罪集団はかなり広い定義で、例えば一般市民のコーラスサークルが楽譜のコピーを話し合えば立派な組織的犯罪集団で、楽器屋さんで楽譜の下見に行った段階で犯罪が成立します。

この団体は、別にある団体がある場合、全ての団体構成員が含まれる形で団体を認定するのではなく、大きな団体の中に組織的犯罪集団が認定されます。例えば贈収賄の計画をこの議員とこの秘書の組織系列でやろうとしているという段階で、組織的犯罪集団に認定されます。贈収賄は、少なくとも実行行為が行われた段階で、処罰あるいは捜査ができるが、共謀罪法案では、計画段階で捜査が可能になり、例えば圧力をかけたい政治家がいれば、この政治家の計画の疑いだけで捜査できます。

政府はテロ対策に必要と言うが、テロ行為の計画段階については既に公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律があり、テロのための下見や資金の提供等は全て規制対象で、屋上屋を重ねる法律は必要ありません。

国際組織犯罪防止条約第5条は、共謀罪か組織的犯罪集団の参加罪の選択を求めています。国連の各種立法ガイドでは、両方、参加罪、共謀罪、どちらも作らないという選択肢もあり得ることやこの条約が求めている範囲の犯罪を処罰しないフランスやカナダの立法を立法例として示しており、この立法裁量が広いことは明白です。

憲法上思想良心の自由は、内心の自由を保障し、内心でどのような思想を形成しても処罰できません。治安維持法は社会主義思想の団体を作った人達を処罰する法律で、例えばマルクスの本等を持っていると警察にしょっ引かれ、ここでマルクスの思想に共鳴したと言えお縄になりますが、マルクスの思想はとてもけしからんで思想を研究するための本ですとか言う、お前はいい奴だということになり、無罪放免になります。これをまさに再現したのが花見の例であり、花見やバードウォッチングのために地図と双眼鏡を持っていても逮捕されませんが、それをテロ目的だと内心を推知されると犯罪になるということが金田大臣の答弁で明らかです。

憲法第31条は、犯罪を処罰するかを定める実体法と犯罪認定のための適正な手続法の両方がないと刑罰を科してはいけないと規定します。刑事実体法は、とりわけ罪刑の均衡、法文の明確性、あるいは法益性が要求され、刑罰を科す重大な危険や法益侵害の発生がないと処罰できません。大した利益もないのに刑罰を科すことは、憲法第31条違反であるというのが一般的な見解、憲法解釈です。単に頭の中で考えているというレベルでの処罰は、十分な法益性はなく、また広範な適用対象に対する科刑や計画段階での処罰は、刑罰の謙抑性の観点からも好ましくなく、憲法上も非常に怪しいのです。

テロ防止や条約批准の実現のための共謀罪がいるというのは限りなく嘘に近いと思います。

では、なぜそこまで嘘をついてまで作ろうとするのかというふうに考えると、それは別の本当の理由—警察捜査手法の拡大、あるいは警察権限の拡張・拡大があるからではないでしょうか。

これを防ぐ一つの方法が司法のチェックであり、もう一つが透明化のための情報公開ですが、日本ではこれらのチェックシステムが現実にはあまり機能していません。では、一体どうすればいいのか。共謀罪のような制度を作らないということによって権限拡張を止めるしかありません。

私の専門である表現の自由の立場から共謀罪の危険なところを三つ話したいと思います。

一つ目は、共謀罪は、極めて広範に、「怪しい」と警察が判断した人を捕まえる法律であるということです。身柄を拘束するという事は、政府にとってその瞬間、そのときに話してほしくない人を世の中から一瞬消してしまうということです。これは明らかに表現の自由を完全に奪うこととなります。

二つ目は、共謀罪が話し合ったとか、合意したといったように、いかようにでも解釈可能なような言葉をもって、言葉によって人の自由を奪うことです。これは場合によっては思想・信条の制約に直結します。

三つ目は、こうした共謀罪の捜査の過程で、取材の過程が監視されるということが予定されていることです。新聞、出版、放送の現場の、あるいはネットの編集局の中に、捜査の手が入っていくということが捜査手法の中で予想されています。2000年を過ぎてから警察は何年かに一回、実際に新聞社の中に入ってきて証拠を押収するということを始めています。これを無制約に許してしまうのが共謀罪なのです。

現在、市民社会への行政介入が進行しています。これを市民が批判すると、さらに特定秘密法、共謀罪といった立法がされ、行政介入はさらに強められます。今はこういう負のスパイラルが進行しており、どんどん萎縮が起きています。どこかで止める必要があるでしょう。

共謀罪は、国がこっそりと一人ひとりの思想をチェックするという意味で、越えてはいけない一線を越えるものです。どこかで線を引くならば、これが最後のチャンスかもしれません。この後には引ける線は残ってはいないのではないかとすら言えます。

「警察を信頼しましょう」という政府答弁がありました。そういう精神論で自由は守れません。市民が捜査権をちゃんと監視できないとすれば、せめてこの不要な共謀罪の成立を何としてでも阻止しましょう。

近藤 ゆり子 氏 大垣警察市民監視違憲訴訟原告

私は、大垣警察市民監視違憲訴訟の原告です。私の住む大垣市で風車を建てるという計画が持ち上がりました。これに対し、低周波音や環境破壊を心配した地元住民が勉強会を開きました。その勉強会の小さな地元記事、これを見つけた大垣警察が、風力発電事業者であるシーテック社（中部電力の子会社）を呼びつけ、意見交換会なるものを開催していたことが、2014年7月24日の朝日新聞のスクープで分かりました。

後に証拠保全手続きでシーテック社作成の意見交換会議事録を入手しました。それによると大垣警察は新聞には載っていなかった勉強会の主催者の名前を特定してあれこれと人物評をしたり、その時点では風力発電事業とは関係のない大垣市民の個人名や経歴・病歴、思想傾向などを情報提供していました。例えば「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する近藤ゆり子氏という人物がいるが御存じか。」「このような人物とつながると厄介になると思われる。このような人物と『ぎふコラボ法律事務所』との連携により、大々的な市民運動へと展開すると、御社の事業も進まないことになりかねない。」「大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします。」といったことが書かれています。

スクープ以上に驚かされたのは、3ヶ月半の沈黙の後に、警察側が「通常の警察業務の一環である」と文書回答してきたことでした。大変なことだと思いました。

脱原発とか、環境運動、組織ではなくて、個人に立脚している様々な市民運動、こうしたものを敵対視して、その運動や運動を担う個人を監視し、収集した情報を警察の判断で企業などにも提供する。それは当たり前なことなのだ、と堂々と世間に認知させてしまうという積極的な意図を感じました。

昔から労働運動とか学生運動とかに対する監視はありましたが、一応それはこそこそとやるフリというか、少なくとも表沙汰にして当たり前みたいにやることではないという、一種のお約束事があったと思います。しかし、今は真正面から、通常の警察業務の一環だと言ってきたわけです。2015年6月の参議院内閣委員会で、公安のトップである警察庁の警備局長も同様の説明をしました。

市民運動などする奴は犯罪者予備軍だ、という観点で市民を見ている、法的根拠など気にせず、今でも市民監視を行っている…こうした警察が「共謀罪」を運用することになるのです。濫用しません、一般人は関係ありません、と言われて、ああそうかと安心できる話ではないということは明白です。

監視が当たり前になれば、民主主義は殺される。言論が封殺されれば、戦争への道は止められない。歴史の教訓です。もの言う自由を奪われた社会では、全ての人権がないがしろにされます。共謀罪導入は、絶対に阻止しなければならないのですが、同時に、共謀罪があろうがなかろうがこうした市民監視を行っている現在の警察の暴走、これに対して憲法の観点から、絶対に歯止めをかけなければならないと、私たちは強く思っています。

刑法が専門ですので、その観点からいくつかお話します。

第一に共謀罪は、刑法の基本原則に反します。

一つ目に、「犯罪と刑罰を法律で定める」という罪刑法定主義に反します。これは、憲法第31条から導かれる刑法の最も重要な基本原則です。その内容として、犯罪と刑罰は明確に定めなければならないという原則、そして過度に広汎であってはならないという原則が含まれています。

法案には「組織的犯罪集団」という用語がありますが、結局あらゆる集団が含まれます。当初は合法的に発足した団体であっても、構成員の一部が対象犯罪を共謀した場合には対象になる。そうすると組織的犯罪集団といっても、歯止めにはなりません。「2人以上で計画した」というだけでは、単なる冗談なのか、犯罪の計画なのかを区別することはできません。「準備行為」を加えたから限定になると言われますが、花見なのか犯罪の下見なのか、生活資金を引き出したのか資金を手配したのか、区別はつきません。不明確で過度に広汎な処罰規定と言わざるを得ません。

しかも、これを277もの対象犯罪について規定するのは過度に広汎な処罰そのものです。罪刑法定主義は憲法上の原則であり、それを処罰の必要性を理由に蔑ろにすることは許されません。

二つ目に、刑法の基本原則である行為原理・侵害原理に反します。いまだ社会侵害性がない、あるいはその危険もないという段階で処罰するのはこの原理に反します。犯罪は、本来、既遂の処罰が原則であり、未遂はこれを拡張する例外です。未遂の前の予備というのは、例外中の例外です。この例外中の例外の予備より、さらに手前の共謀を277もの犯罪について処罰することは、刑法の考え方からすると、ほとんど許されないことです。実は共謀罪は、未遂を処罰しない犯罪についても成立します。そうしますと、共謀罪とは、共謀すること自体が危険だという理由から、対象犯罪とは独立の犯罪として扱われるものと言わざるを得ないのです。

そもそも人間は何を計画しようが自由であって、それを実行しない限り処罰の対象にすべきではありません。それを処罰するのは、結局は思想の処罰ということになります。

第二に、TOC条約とテロ対策は無関係です。

条約は、共謀罪を立法する場合、金銭目的のために重大な犯罪を行うことの共謀を要求していますが、共謀罪はこの要件をわざと外しています。また、条約は、政治目的をあげていません。したがって、条約がテロを対象としていないことは明らかです。単独で行われる自爆テロは、共謀も何もないわけですから、対策にならないことは明らかです。

他方で、共謀罪の対象犯罪は277ありますが、窃盗、詐欺、横領、森林窃盗、詐欺破産、脱税等、かなりの犯罪はテロと無関係です。逆に、TOC条約は、マフィア等の金銭的な経済的犯罪に関連する組織犯罪をターゲットにしていますが、それだと入るはずの会社の役員が犯す加重収賄罪や、公職選挙法違反や政治資金規正法違反は共謀罪の対象犯罪から外されています。

一番のテロ対策は、テロの標的とならないような国家を維持することです。他国を武力攻撃したり、他国の紛争に軍事介入したりしないこと、つまり平和国家がテロ対策の第一であって、憲法9条こそが最も有効なテロ対策だと考えています。

泉山 禎治 氏 弁護士，元裁判官

私は、40数年、裁判官をしておりましたので、その立場から逮捕状等がどのように発付されるか、共謀罪法案が成立した場合、裁判所は令状発付についてチェック機能を果たせるのか等について話したいと思います。

その前に、先ほど罪刑法定主義の話がありましたが、これは罪と刑罰は予め法律で明確に定められていなければならないという近代刑法における大原則です。明治時代に刑法典が公布され、日本も近代国家の仲間入りをしましたが、当時、電線を勝手に引いて電気を使ったということが電気の窃盗になるかという事件があり、電気は窃盗罪にいう「財物」かということが争われ、大審院（現在の最高裁）で、結局は「財物に当たる」ということで有罪になったということがありました。明治の先達は、法律の適用にこのように真剣に議論しております（因みに、現行刑法245条では、わざわざ「電気は、財物とみなす」と規定しています。）が、今の政治家は条文の字句を曖昧にしたまま法律を作ろうとしたり、刑法の大原則に則った議論をおろそかにするなど、甚だ心許ない気が致します。

ところで、裁判所の令状の発付の実情を数字に基づいて申しますと、最高裁から毎年発行されている最新の「司法統計年報」によりますと、平成27年度（1月から12月まで）の逮捕状の請求件数は102,315件、そのうち却下された件数は、62件に過ぎず、却下率はわずか0.06%ということになります。通常逮捕状の場合、資料不十分ということで請求を取り下げることがありますが、それを含めても逮捕状の発付率は98.5%となっていて、いかに逮捕状の発付が捜査官側に有利に運用されているかが分かります。

このことは、裁判官が逮捕状を乱発しているというのではなく、令状の発付の仕組みが捜査官側に有利に働いているということに原因があります。つまり、逮捕状の発付は、捜査官側の一方的に作成された資料（被害届や被害者の調書とか捜査報告書）に基づいて請求される仕組みになっており、他方、被疑者側の言い分を全く聞かない状況で逮捕状を請求しているということに制度上の問題があると言えます。被疑者の弁解や意見を聞くのは逮捕されたのちか、勾留される時点で、この勾留請求の段階でも地方裁判所で却下されるのは6%位、簡易裁判所で却下されるのは1.5%位で、残りの大多数の人は、逮捕に引き続いて10日乃至20日間、そのまま拘置所や留置場に拘束されることになります。

更に、その上、共謀罪が適用されますと、警察ではその「共謀」の事実があったかを確認するために尾行や盗聴、関係者の取調べといった「犯罪事実以前の事実」についても捜査することになり、場合によっては、私生活や内心の問題にまで立ち入って捜査をするということになりかねないことは、戦前の治安維持法の歴史が物語っております。

このように極めて危険な共謀罪法案の成立には断固反対せざるを得ません。

チーフとして、週刊女性の共謀罪特集を担当しました。

週刊女性は、4, 50代の女性の読者が大半で、子育て中のお母さんがとても多い雑誌です。原発事故以降、お母さんたちが、自分たちの生活や子どもについて、政治と密接な関わりがあるのではないかと、社会問題に関心を向けることが多くなりました。

私たちもそれに応える形で、原発事故以降、安保法制や今回の共謀罪について、生活者の視点、女性の目線で切り取るという趣旨で何度か特集を組んできました。

共謀罪が国会に上程される前の2月21日号で、内心の自由に踏み込む私たちの生活へのリスクが非常に高い法律であると、危険性を伝える趣旨で3頁の特集を組みましたところ、非常に大きな反響がありました。

実際に国会でこれからどういった審議がされていくのかということも踏まえて、改めて3月21日号で10頁の特集を組みました。こちらについても大変反響をいただき、SNS等でたくさんの方に拡散していただきました。

私を感じるのは、生活に大変な不安を抱える読者が多いということです。

取材する中でも、親子ともに非正規職員だという方、月8万円で暮らさざるを得ないシングルマザーの方がいました。

漠然と不安を抱えている方が多い中で、やはり関心があるのは、社会保障や、先行きの暮らしの見通しが立つのかということです。実際、先日の朝日新聞の世論調査でも、政権に期待することの第1として、社会保障が挙げられていました。

それにもかかわらず、この共謀罪が、より管理・統制が必要だという方向に使われて、私たちの中に疑心暗鬼を生んで、分断を、より生じさせていくのではないかと懸念が強くなります。

先ほど申し上げたようなシングルマザーの方だけでなく、例えば沖縄に住んでいる方、原発避難者の方、生活保護を受けている方に対して向けられているまなざしの中に、一般人ではないという蔑みの要素が含まれているのではないかと強く感じています。

実際に、共謀罪が制定されたときに、より私たちの社会が分断されて排除の空気が蔓延してしまうのではないのでしょうか。

一般人かどうかということは、結局、私たちが決められるものではなく、そのときの政権や権力者が、一般人ではないとみなしたときは、社会の側から拒絶をされてしまうという状況になりかねません。

そういった土壌が、結局は貧困をもたらしたり、格差を広げたり、実際のところ、いわゆるテロの根本原因と言われているような状況を招きかねないのではないかと心配しています。

治安維持法の際には、昼ご飯を作っただけで逮捕された主婦がいたという話を聞きました。

とめどなく対象が拡大されていくことは、今後十分に考えられることで、国会審議の行方を十分に見守っていく必要があると思います。

今後も、この共謀罪法案の危険性を、一般人に通じる言葉で、特に女性たちに届けていきたいと考えております。

山田 火砂子 氏 映画監督

私はこの度、小林多喜二のお母さんの話を描いた、『母 小林多喜二の母の物語』という映画をつくりました。原作は三浦綾子さんです。

なぜ『母』をつくったかという、戦争で一番悲しい思いをするのはお母さんだからです。せっかくおなかを痛めて苦しんで産んで、育てておむつを取り替えて、ハイハイしたと喜び、歩いたといっちは喜んだ。その子供たちをあっという間に戦場に持っていかれて、殺される身になったらどんなにつらかったらろうと思います。

私は13歳まで戦前を生きてきました。本当にひどかったです。山の手には建物疎開をしていましたが、元の自宅に自転車を取りに帰って東京大空襲に巻き込まれました。布団をビチャビチャにして、それを頭からかぶって逃げた。ところが乾燥してきたら、丸ごと焼けてしまいます。どこかのおじさんが、バケツの汚いのを拾ってきて、縄を付けて、それで川の水を汲んでは私の頭にかけてくれて、自分もかけて、2人で仲良く、風に吹き飛ばされないようにしようなんて言いながら一緒に逃げてくれました。おかげで私は85歳まで生きることができました。

小林多喜二さんがお母さんに、皆で白いお米のご飯を食べたいと言っていますが、私も12歳、13歳の頃、友達と会うと、「1回でいいから白いお米のご飯食べてみたいね」と言い合っていました。それほど物のない時代を生きたのです。戦争とは、外で戦っている兵隊さんも辛いでしょうけれど、内地にいる子どもたちも辛いのです。

そんなつらい時代を生き抜いて、ようやく平和になって、落ち着いて、今の子どもたちは幸せだなと思って喜んで見ていたら、また共謀罪を作ろうなんて。

私の映画は、治安維持法で小林多喜二が殺されていく姿を描きました。

戦争に子どもをとられたお母さんは、靖国の母なんて言われたってちっともうれしくない。子どもを返してもらいたい。戦争中でもみんな陰ではこう言っていたんですよ。でも格好だけは気をつけないと、治安維持法で憲兵が来て引っ張っていかれたら、それっきりですからね。殴る、蹴るは当たり前話ですから。だから、みんな表向きは靖国の母として我慢して、にこにこ笑っているけれど、裏へ回ると、「火砂子ちゃん、子どもが生きて帰ってきてほしかったよ」って泣いていましたよ。

そういうお母さんを見るにつけ、戦争をしたら、母が一番悲しい思いをするのではないかと。男性はともかくも、お母さんたちだけでも、これからお母さんになる人も、本当にこんな共謀罪なんか作られたら大変だ、反対してほしいなと思って、一生懸命映画をつくったのです。

政府のつく嘘は、なかなか見破れません。嘘をつくのはお金がいっぱいあるから。嘘がうまいですから。だから、嘘を見破ってほしいと思って、治安維持法で殺された小林多喜二のお母さんの映画を一生懸命つくりました。若い人に見てもらって、戦争のおそろしさをわかってほしいと思います。

2016年7月の参議院選挙の際の大分県警隠しカメラ事件について報告します。

連合大分の東部地協という組織があります。そこの別府地区労働福祉会館の敷地に大分県警の別府警察署の刑事が侵入し、隠しカメラ2台を設置したという事件でした。

隠しカメラを発見した方は、別府警察署に被害届を提出しました。ところが、犯人が別府警察署の刑事であるということが判明し、我々も驚いたという経過でした。連合大分全体で大分県警に対し公開質問状を提出しました。

まず何を調べていたのか。「公職選挙法で選挙運動が禁止されている特定の人物に関して複数の情報があった」との回答でした。公選法第136条で徴税吏員の選挙運動が禁止されています。徴税吏員というのは、税務関係の職員です。

この件については、大分県警は過去にも摘発をしようとしていた形跡がありました。

何を撮影しようとしたのかという質問に対しては、「駐車場で行われると想定した違法行為を撮影するため」という回答でした。徴税吏員の組合員が選対に出入りすることを把握し、摘発しようとしたとのことでした。

カメラ設置の妥当性についての質問に対しては、「違法行為が同駐車場で行われる可能性が高いとは言えない」との回答でした。特定の選挙で、特定の候補者の当選を図る目的で不特定多数に訴えるのが、公選法上の選挙運動です。人通りもない自分の事務所に旗立ててメガホンでやったところで一票にもなりません。さすがに無理があるとして警察も不適正だと認めました。

警察からは、「選挙違反の取締りにあたっては、人権侵害や選挙運動等に対する不当干渉との批判を受けるものであってはならない。選挙運動や政治活動の自由の配慮等への関係から、カメラの運用は慎重を期すべきと考えている」という回答を得ましたので、我々も矛を収めました。

ただ問題は、「捜査の目的で対象者をカメラで撮影することは、必要な範囲において相当な方法によって行われる限り、適法である。」とも回答している点です。

必要な範囲、相当な方法は、当局により拡大解釈されます。

条例や法律ができたなら使いこなすのが公務員の仕事です。当然、警察も共謀罪ができれば使いこなすでしょう。ちなみに、この事件に関しては、別府署の刑事の4人は略式罰金刑となりました。

現在でも警察による違法捜査が行われています。共謀罪が入ったらどうなるか。不安で仕方ありません。

最も危険なのは捜査当局にフリーハンドを与えること。今回の事件でも、別の犯罪をしようとしていたと当局が判断すれば、撮影は合法とされかねない。組合員が会館に行くこと自体怖いということにもなる。組合に対する弾圧です。

自治労も、死活問題と捉えて、総がかり行動実行委員会に入り、国会前座り込み行動等に参加しています。暑かったり寒かったり雨が降ったり大変ですが、何とか止めなければいけません。

連合も共謀罪法案の取下げを求める院内集会を開きました。労働組合全体でこの共謀罪の廃案を求める声が広がっています。廃案に向けて最後までたたかいます。

昨日の立憲デモクラシーの会での共謀罪シンポジウムには300人以上が参加し、心ある市民のこの問題に対する憂慮がよくわかりました。

私は政治学者なので、今のこの政治状況の中で共謀罪が出てきた意味について考えを申し上げます。議会政治、民主政治がかつてない危機にあります。

オリンピックのために共謀罪が必要と言われていますが、本当の理由は、警察に大きな権限を与えるためです。

沖縄における基地建設反対運動を弾圧する、原発に反対する市民がレンタカーを借りて視察に行ったことについて白タク容疑で逮捕勾留をするなどということがまかり通っています。政権に敵対する主義・主張をもった運動を弾圧する公務員に、さらに共謀罪という大きな武器を与えたときに、何が起こるか。容易に想像できることではないでしょうか。

順法精神を持ち正しい市民として行動していれば、共謀罪は関係ない、心配ないと政府は言うのかもしれませんが、しかし、一般市民かどうかは警察が恣意的に定義をします。

昨日のシンポジウムで、日本政治思想史の専門家の梅森直之さんが大事な話をしてくれました。治安維持法は、国体の変革、私有財産の否認を企てる者を処罰するという法律でした。「国体」は曖昧とした言葉で、警察自身も具体的には定義できない。結局、反体制的だとして摘発、弾圧した者が、国体を変革している輩だという形で説明をする。

明確な法律の文言の概念が規定されていて、それを当てはめて処罰するのではなくて、警察が気に入らない奴を捕まえて、それを正当化するために国体の変革という言葉が拡大されていったのが治安維持法の歴史であるという話でした。同じことは、今の日本国憲法の下でも起こりうる。

今、私たちの市民的自由が問われています。共謀罪ができれば、共謀を立証するためには、密告、盗聴、検閲が必要になります。自由な社会を守っていくためにも、共謀罪を止めなければいけない。私たちが国会の外で動くことには意味がある。多数決が万能だったら、与党はとっくに強行裁決で共謀罪通していますよ。世論の力は決して無力ではない。共謀罪廃案に向けて一緒に頑張りましょう。

周防 正行 氏 映画監督

立法事実がなく、運用により濫用のおそれがある共謀罪法案に断固として反対

僕が、法制審議会特別部会に参加して痛感したのは、法律をつくるには立法事実が大変重要であるということです。今回の「テロ等準備罪」、実質は「共謀罪」ですが、この法案の立法事実はこの二つです。国際組織犯罪防止条約を批准するために、共謀罪が必要であるということ。もう一つは、テロ対策のために必要であるということです。しかし、この二つの立法事実はありません。政府の嘘です。共謀罪をつくる立法事実はないんです。にもかかわらず、国会で延々と共謀罪がどんなに危険かという話を、野党は追及しているわけですが、そもそも立法事実がないんですから、作る必要はありません。そういう法律だと思います。

では、立法事実がないということを具体的に見ていきましょう。

日本には、共謀罪はなくても、広範囲にわたって犯罪を処罰する法律が既に存在しています。国際組織犯罪防止条約を批准するためには、それぞれの国の法体系の中で考えれば良いと国連のガイドラインにはあります。「共謀罪」がなくても批准できるのです。法律の専門家によれば、既に日本には批准するために必要な法律はすべて揃っている。だからいつでも批准すればよいのです。

次に、安倍さんが言っているテロ対策のために共謀罪は必要だという立法事実ですが、日本は既に国連の13のテロ関連条約に加盟して、必要な国内法を整備しています。それでも、テロ対策に不備があるというんだったら、共謀罪みたいな、何か知らないけれど、粗い編み目の大きな網を掛けるのではなくて、具体的に何が足りないかを明示して、その不備をカバーする、カバーできる法案を提出して、きちんと国会で議論していただきたい。立法事実もない共謀罪について、いつまでも議論している必要はないと思っています。

もし共謀罪が成立したときに、その捜査手法としてどういうことが考えられるか。共謀する当事者の自白、密告、あるいは共謀の事実を知った人からの密告。いずれにせよ、関係者の供述を得るために、密室での取調べが行われます。これも法制審議会特別部会でさんざん話し合いましたが、日本の調書裁判と言われる現実、要するに取調室でつくられた調書が有罪無罪を決定してしまうという中で共謀罪を考えた場合に、供述しかほぼ証拠が考えられない犯罪ですので、必ず冤罪は増えると思います。

最後に、これも法制審議会ですら本当に身にしみたのですけれども、法律というのは、解釈と運用でどうにでもなってしまうのです。

国旗国歌法制定のときを思い出してください。あのとき、小淵総理は、「政府といたしましては、法制化にあたり、国旗の掲揚等に関し、義務づけを行うことは考えておらず、したがって、現行の運用に変更が生ずることにはならないと考えております」というふうにおっしゃいました。では、現在、どうなっているでしょう？ 今や義務づけを行うことが当たり前の事実になっています。つい先頃の集団的自衛権というものも憲法の解釈変更で、政府は認めてしまいました。本当に法律というのは解釈と運用でどうにでもなってしまう。だから、確かな立法事実があるのか。なおかつ、立法事実があるのなら、その法律を条文でどう書くか。そこをきちんと見ていかないと、だめだと思います。

最後に、立法事実もなく、テロ対策にもならない共謀罪の制定に断固反対します。最後まで、政府の言うことを注視していきたいと思っています。